

5. 海外特許庁／機関への優先権書類の電子的送付件数

(1) 二庁間での優先権書類の電子的交換（二庁間PDX）を利用した優先権書類の送付件数

特許・実用新案

国コード	国・地域・機関名	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
EP	欧州特許庁 (EPO)	(1) 4,939	(0) 2,374	(0) 183	-	-
KR	韓国	(10) 3,715	(6) 1,625	(0) 0	-	-
TW	台湾	(11) 13,339	(21) 12,032	(28) 12,805	(10) 12,068	(11) 12,331
	合計	(22) 21,993	(27) 16,031	(28) 12,988	(10) 12,068	(11) 12,331

意匠

国コード	国・地域・機関名	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
TW	台湾	-	-	-	703	735
	合計	-	-	-	703	735

(2) 世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の送付件数

特許・実用新案

国コード	国・機関名	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
AT	オーストリア	-	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 0
BE	ベルギー	-	(0) 0	(0) 8	(0) 9	(0) 1
BR	ブラジル	(0) 15	(0) 27	(0) 16	(0) 38	(0) 48
CA	カナダ	(0) 2	(0) 97	(0) 119	(0) 73	(0) 52
CL	チリ	(0) 3	(0) 0	(0) 3	(0) 3	(0) 0
CN	中国	(48) 23,696	(51) 21,559	(66) 22,140	(40) 24,026	(50) 26,762
CO	コロンビア	-	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0
EA	ユーラシア特許庁(EAPO)	(0) 8	(0) 8	(0) 0	(0) 0	(0) 0
EP	欧州特許庁 (EPO)	(0) 1,574	(0) 3,210	(0) 5,607	(2) 5,671	(1) 5,497
FI	フィンランド	(0) 0	(0) 3	(0) 1	(0) 1	(0) 0
GB	英国	(0) 117	(0) 142	(0) 75	(0) 105	(1) 74
IB	世界知的所有権機関(WIPO)	(25) 46,698	(16) 44,667	(24) 42,006	(6) 41,779	(10) 41,438
IE	アイルランド	-	-	-	(0) 2	(0) 0
IL	イスラエル	(0) 2	(0) 3	(0) 23	(0) 15	(0) 23
IN	インド	(0) 1	(0) 0	(0) 2	(0) 0	(0) 3,541
IT	イタリア	-	-	-	-	(0) 5
KR	韓国	(1) 698	(7) 2,695	(14) 4,087	(8) 4,000	(11) 3,975
MX	メキシコ	-	(0) 0	(0) 10	(0) 8	(0) 4
NL	オランダ	(0) 1	(0) 30	(0) 28	(0) 19	(0) 28
NZ	ニュージーランド	(0) 20	(0) 14	(0) 19	(0) 35	(0) 60
PL	ポーランド	-	-	-	(0) 4	(0) 1
SE	スウェーデン	(0) 7	(0) 0	(0) 2	(0) 1	(0) 1
US	米国	(4) 42,177	(0) 38,612	(3) 33,407	(1) 34,966	(4) 39,068
	合計	(78) 115,019	(74) 111,067	(107) 107,553	(57) 110,758	(77) 120,578

意匠

国コード	国・機関名	2020年	2021年	2022年	2023年
CA	カナダ	0	0	12	11
CL	チリ	4	22	22	32
CN	中国	957	3,194	3,791	4,458
CO	コロンビア	1	11	28	49
EA	ユーラシア特許庁 (EAPO)	0	0	12	15
EM	欧州連合知的財産庁 (EUIPO)	182	1,090	1,225	976
IB	世界知的所有権機関 (WIPO)	0	0	1	0
IL	イスラエル	7	1	29	9
IN	インド	2	145	163	157
KR	韓国	342	851	809	802
MX	メキシコ	0	16	11	14
US	米国	32	984	1,793	1,983
	合計	1,527	6,314	7,896	8,506

注1：（ ）は実用新案の件数を内数で示す。

注2：韓国及び欧州特許庁（EPO）については、2018年12月1日から、従来の二庁間PDXに加えて、DASを利用した優先権書類の電子的交換を開始した。なお、両庁との二庁間PDXは、2020年6月30日までになされた出願をもって終了し（電子的交換は2021年12月31日をもって終了）、2020年7月1日以降になされた出願については、DASを利用した優先権書類の電子的交換に一本化した。

注3：日本国特許庁と台湾智慧財産局との二庁間PDXについて、2022年1月1日から、意匠登録出願に係る優先権書類の電子的交換を開始した。

注4：DASに参加している庁／機関のうち、(2)の表に記載のない庁／機関へは、当該サービスを利用した送付実績はない。

注5：(2)の表の「-」は、当該庁／機関がDASを利用して優先権書類を第一国から取得する庁（取得庁）としての運用を開始していないことを示し、「0」は、取得庁としての運用を開始しているが送付実績がないことを示す。

注6：2020年1月1日から、DASを利用した意匠優先権書類の電子的交換が開始されている。（商標は対象外）

問合せ先：総務課情報技術統括室

